

「いじめ防止対策推進法」は、有効性がないだけでなく、かえっていじめ問題解決を遠ざける。

(文中のURLはクリックしてください。)

凡例：条文⇒左の条文に規定されていることが、有効性がないだけでなく、かえっていじめ問題解決を遠ざける理由

第一章 総則

第一条(目的)「いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)のための対策……を……推進することを目的とする。」⇒対策とは、辞書によれば「相手の態度や事件の状況に対応するための方法・手段」とある。この法律は、いじめが起こらないように、また、起こったらそれを発見しそれに対処する何らかの「方法・手段」の行使を推進することを目的とするが、そもそも、かかる目的の法律をつくるのが誤っている。いじめ問題についてやるべきは、「(何らかの方法・手段の行使が不要な)いじめなど起こりようがない学校」※をつくることである。「行使」とはある種の「強制力」を用いることであり、「強制力」を用いなければならぬ構造がいじめを発生させる。

※「いじめなど起こりようがない学校」とは、

「生徒も教職員もみんなが互いに人間として尊重し尊重される学校＝みんなが互いに存在価値(存在意義)を認め確信できる学校＝生きる力が育まれる学校＝楽しい学校」のことです。

「いじめなどが起こりようがない学校」(<http://pdffile.cocolog-nifty.com/blog/files/57.pdf>) もご参照ください。

第三条(基本理念)

1項「いじめの防止等のための対策は……学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。」3項「いじめの防止等のための対策は……いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。」⇒いじめ問題の解決の基本理念は、「いじめが行われなくなるようにする/いじめの問題を克服する」という、何らかの常態的な「能動的行為＝強制力」を行使することではなく、そのような「強制力」など不要な「いじめなど起こりようがない状態」を常態化することである。繰り返すが、「強制力」を用いなければならない構造がいじめを発生させる。

2項「いじめの防止等のための対策は……児童等(注：この法律では児童と生徒をこういう)に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。」⇒「いじめなど起こりようがない学校」をつくらうとしない大人の責任を問わずして、いわゆる“ブラック企業”(企業内いじめが横行する企業)の絶滅などできていないように大人でも解決が困難ないじめの問題の解決の負担をなぜ年端のいかない児童・生徒に押し付けるのか。なんらかの負担を児童生徒に強制する構造もいじめを発生させる。

第四条(いじめの禁止)「児童等は、いじめを行ってはならない。」⇒この条文は、「児童生徒は、ほっておけばいじめをするものだ」という「児童生徒はくいじめ＝悪いこと＝犯罪>を犯すかもしれない信頼できないもの」と宣言している。児童生徒が、国会という「怖いところ」が定めた法律という「怖いもの」にかかることが記されていることを知れば、「自分たちは信頼されていない＝監視の対象」となっていると愕然とするだろう(「幸い」なことに、この法律の条文を読んでいるは大人でもごくわずかで、児童・生徒は読む機会はない)。

第五条(国の責務)「国は、第三条の基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」⇒旧教育基本法(<http://www.geocities.jp/sybrma/17kyouikukihonhou.htm>)の第十条(教育行政)の1項は「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」とし、2項は「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行

われなければならない。」としている。つまり、国は条件整備（教職員配置・校舎新增築など）のみをするだけであって、教育内容には介入（どのような学校をつくっていくかというような教育内容にまで干渉する政策を策定）してはならないのである。教育は教職員が国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであるから。この第五条は、教育への不当な支配への道を開くものである。

第六条（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。➡地方公共団体がやるべきことは、「いじめの防止等」を「しようとする」ことではなく、現場教職員の「いじめなど起こりようがない学校」づくりのための条件整備を行なうことである。

第七条（学校の設置者の責務） 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。➡学校の設置者の責務は、「いじめの防止等のための措置」など不要な「いじめなど起こりようがない学校」づくりのために必要な措置を講ずることである。

第八条（学校及び学校の教職員の責務） 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。➡ここに記されたことは、「いじめなど起こりようがない学校」づくりが実現するまでの、臨時的な対処方法としなければならない。

第九条（保護者の責務等） 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。➡学校でいじめが起こらないようにするために、なぜ保護者が家庭でのしかるべき言動を義務付けなければならないのか。

2項 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。➡いじめは学校で起こるのである。保護者はどうやっていじめを受けた児童等を保護できるのか（保護者が学校に来て保護せよとでも言うのか）。

3項 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。➡いじめは学校で起こるのである。働いていて平日昼間に学校に来れない保護者にどう協力せよというのか。

1・2・3項➡そもそも、学校教育は保護者の信託を受けて行われるものであり、学校で起こるいじめ問題について、信託した者が注文をつけられる（責を問われる）のは本末転倒である。

第二章 いじめ防止基本方針等

第十一条（いじめ防止基本方針） 文部科学大臣は、……「いじめ防止基本方針」を定めるものとする。➡文部科学大臣のやるべきは、現場教職員の意見に基づかないがゆえに有効性のない「いじめ防止基本方針」を定めることではなくて、「いじめなど起こりようがない学校」づくりが速やかに実現するよう配慮すること（教職員加増などの条件整備）である。

第十二条（地方いじめ防止基本方針） 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、……

「地方いじめ防止基本方針」を定めるよう努めるものとする。➡地方公共団体のやるべきは、「いじめなど起こりようがない学校」づくりを実現している現場教職員の意見に基づかないがゆえに有効性のない「地方いじめ防止基本方針」を定めることではなく、「いじめなど起こりようがない学校」づくりが速やかに実現するよう配慮することである。

第十三条（学校いじめ防止基本方針） 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。➡学校がやるべきは、学校いじめ防止基本方針を定めることではなく、すでに「いじめなど起こりようがない学校」づくりを実現している学校に学んで、速やかに「いじめなど起こりようがない学校」づくりを実現することである。

第十四条（いじめ問題対策連絡協議会） 地方公共団体は、・・・学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。➡かかる政治的機関は、「いじめなど起こりようがない学校」づくりに必要ない。

第三章 基本的施策

第十六条（いじめの早期発見のための措置） 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。➡アンケートなどの「調査」はやるべきではない。児童生徒を「調査」の対象としてはならない。児童生徒のことを、人間関係も含めて理解しておくことが必要。そのためには、日ごろから教職員と児童生徒との信頼関係を築くことが大切、そのためにも、また、その上にたつて教員は、必ず児童生徒と一人ひとりと全員と懇談し、必要なときには、繰り返し児童生徒と懇談し、保護者とも懇談し、家庭訪問をすること。

第十七条（関係機関等との連携等） 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。➡いじめの原因を児童生徒又はその保護者に求めて指導や助言の対象としてはならない。ましてや、指導や助言を行うのが、政治機関等であってはならない。ばげなら、いじめを受けた児童生徒が、自分の発した「いじめられています」の一言が、政治機関等が自分やいじめを行った児童生徒やその保護者をめぐって動くという、児童生徒にとって「不本意な恐ろしい事態」を招くと知れば、いじめを受けた児童生徒は固く口をとぎすことになる。

第十八条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上） 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。➡「いじめなど起こりようがない学校」をつくりさえすれば、かかる、「仰々しく煩瑣であるにもかかわらず、いや、それだからこそ有効性のない」ことをお金も時間もかけてする必要はない。

第二十条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等） 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見

のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。➡かかることより、「いじめなど起こりようがない学校」を実現・維持している現場教職員から学ぶことが必要。

第四章 いじめの防止等に関する措置

第二十二條（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織） 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。➡「生徒も教職員もみんなが互いに人間として尊重し尊重されているかどうか」を見守り、人権をないがしろにする事態があればそれに対応する、何人かの教職員からなる「人権委員会（名称はこれでもなくてもよい）」を学内におくことが必要。

第二十三條（いじめに対する措置） 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2項 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

➡以上（1項～3項）のようなことは、「いじめなど起こりようがない学校」を実現・維持していればする必要がないのであるが、実現・維持されていないときでいじめが起こった場合、いじめには強弱があるので、それに応じて、まず、担任教諭で対応、それで叶わないときは、担任教諭と学内「人権委員会（名称はこれでもなくてもよい）」で対応、人権委員会は、教職員集団と連携して解決に当たる（学年会議・職員会議にいじめ解決の原案を提示して了承を得、全教職員一団となっていじめ解決策を実行）。

4項 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。➡この条文は次の2点において、この法律が、いじめられる児童生徒やいじめる児童生徒の気持ちを想像できない議員・官僚のつくった「無責任な」「品性・品位なき（ひとの気持ちや幸せを考えることができないこと）」法律であることを最もよく示している。

①いじめを行った児童生徒を「隔離」（いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等）した場合、次のような「重大事態」が起きる。

隔離された児童生徒は「自己の存在価値」を否定された（悪者か犯罪者になった・された）と衝撃を受け、自己否定に走るか、大人（人間）不信に陥るか、いじめを受けた児童生徒に激しい恨みを持ち復讐心を持ち、いじめは更に深刻化する。一方、いじめを受けた児童生徒は、復讐への恐怖心を持つか、自分のせいで他者の「存在価値」が否定され（悪者か犯罪者にされた）と自己嫌悪におちいり、これらの苦しみに耐えられなくなれば不登校となる。

いずれにしても、特定の児童生徒を「隔離」せざるを得なくなるような状態が起きれば「手遅れ」なのである。

だからこそ、「いじめなど起こりようがない学校」を実現・維持しなければならないのである。そもそも、学校とは、いかなる児童生徒にも教育を等しく受ける権利を保障する場である。「隔離」とは、「等しく」教育を受ける基本的権利を否定することであり、「いじめなど起こりようがない学校」を実現・維持せずして、基本的権利を否定するような場であり続けるところはもはや「学校」とはいえない。

とはいえ、「いじめなど起こりようがない学校」を実現・維持されていないときで、「隔離」せざるを得なくなるような状態が起きればどうするか。次の2つの選択肢から苦渋の選択をせざるを得ない。

- ・上記の「隔離が引き起こす重大事態」がなんとか最小限に食い止められるよう、全教職員が「いじめなど起こりようがない学校」を実現・維持している学校に学びつつ英知をだして努力するほかない。

- ・あくまで「隔離」はせず、教員が、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒、その保護者と十分に懇談した上で、授業中はもちろん、それ以外の休み時間も交代で、当該児童生徒がいじめをする・されることのないよう見守る。

②この条文や他の条文は、「隔離」したあとどうするかを述べていない。そのあとが重要なのに述べていない。①で記したように「隔離」は「重大事態」を引き起こす。この法律をつくった議員・官僚は、児童生徒の気持ちがわからないので、そのことが想像できないのである。

5項 学校は、……いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、……必要な措置を講ずるものとする。➡いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間の争いは、軽いいじめの場合とはもかくとして、重いいじめの場合は話し合い等で解決するのは不可能で裁判によるしかないのは、これまでの事例で明らか。だからこそ、「いじめなど起こりようがない学校」を実現・維持しなければならない。

6項 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。➡「学校」に最低限要求される在りかたは「安全安心の場」ということである。「犯罪行為が生まれるところ」、「児童生徒を犯罪者に変えるところ」、「児童生徒が犯罪者に脅かされる場所」は、最早「学校」とはいえない。かかる学校の「教育の場にならせていない（生徒も教職員もみんなが互いに人間として尊重し尊重される学校＝楽しい学校）にならせていない」構造はいったん解体し、「いじめなど起こりようがない学校」を実現・維持している学校に学んで、いちから「いじめなど起こりようがない学校」づくりを行なうこと。

第二十五条（校長及び教員による懲戒） 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、……当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。➡上記の第二十三条4項で述べた「隔離が引き起こす重大事態」と同様の「懲戒が引き起こす重大事態」を招く。懲戒は、大人でも怖いのに児童生徒にとっては更に恐ろしいことである。かかる「恐怖を与えて矯正しよう」というやり方は「教育テロ」、それが大げさな言葉なら「(芸に失敗したチンパンジーをたたいて矯正するような) 調教」ともいうべきものであって、いじめを受けた生徒の保護者の溜飲は下がるかもしれないが、かえって保護者が恐れる「重大事態」を招く。

また、いじめを受けた児童生徒が、自分の発した「いじめられています」の一言が、いじめを行った児童生徒への懲戒（＝強制力）という「恐ろしい事態」を招くと知れば、いじめを受けた児童生徒は固く口をとぎすことになる。いじめ（＝強制力）を受けた生徒は、「強制力」の行使に恐怖を感じる。いじめを受けた児童生徒にとって、いじめを行った児童生徒に懲戒（＝強制力）を加えることは本意なことである（いじめを受けた児童生徒は皆心優しい）。

第二十六条(出席停止制度の適切な運用等) 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して……当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。➡出席停止等は「隔離」であり、上記の第二十三条4項で述べた「隔離が引き起こす重大事態」を招く。

第五章 重大事態への対処

➡この章は6条(第二十八～三十三条)からなるが、述べていることは「調査を行うこと」と「適切な情報提供」のみである。有効な対処方法は示していない。

ここでも、上記の第二十三条(いじめに対する措置)の6項で述べたことを次のように繰り返さざるを得ない。

「学校」に最低限要求される在りかたは「安全安心の場」ということである。「重大事態が生まれるところ」は、最早「学校」とはいえない。かかる学校の「教育の場にならせていない(「生徒も教職員もみんなが互いに人間として尊重し尊重される学校=楽しい学校」にならせていない)構造」はいったん解体し、「いじめなど起こりようがない学校」を実現・維持している学校に学んで、いちから「いじめなど起こりようがない学校」づくりを行なうしかない。